平成２２年（フ）第１７９号
福島県いわき市小川町上小川字下广門21番地の11、前住所福島県いわき市江名字寺作10番地の37
債務者　岩佐　英幸
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第５９０号
大阪府泉南市樽井２丁目14番24号、前住所大阪府泉南市樽井３丁目36番25号
債務者　中谷　仁美
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
大阪府岸和田市八幡町７番１―303号
債務者　河部　明宏
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２６号
大阪府泉大津市東豊中町３丁目17番７号藤野ハイツ201号、前住所大阪府泉大津市高津町８番26号
債務者　渕上　由枝
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
大阪府泉佐野市泉ケ丘４丁目４番26―１号
債務者　阪口　順子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６４８号
大阪府泉南郡熊取町大久保南５―８―８住友謙三方、住民票上の住所大阪府泉佐野市南中安松1119番地の１―307
債務者　住友　眞一
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６４９号
大阪府泉佐野市日根野3463―１アネックス日根野Ｂ103号室、住民票上の住所大阪府泉佐野市南中安松1119番地の１―307
債務者　住友　正代
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５４号
大阪府岸和田市三田町906番地の８
債務者　徳本　和孝
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５９号
大阪府貝塚市堀１丁目16番６―406号、前住所大阪府貝塚市澤973番地８フラワリータウンＡ―505号
債務者　藤田　民子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６６３号
大阪府泉大津市なぎさ町１番15―２―607号
債務者　小野　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６７６号
大阪府貝塚市澤858番地11
債務者　辻　志津恵
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６７８号
大阪府泉南市新家2892番地の１ファミール南大阪1013号、前住所大阪府泉南市新家6007番地の25
債務者　林こと大和屋こと　北井由美子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６８２号
大阪府泉大津市末広町１丁目２番28号パルモ末広Ｂ―105号
債務者　二見　　愛
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６８６号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東３丁目２番２号
債務者　戸田ハルエ
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６９４号
大阪府泉大津市池浦町１丁目２番27号、前住所大阪府泉大津市要池住宅７番1405号
債務者　川上　浩二
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
兵庫県小野市大島町1175番地の１
債務者　藤田　博子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１７８号
長崎県長崎市白木町11番14号
債務者　和田　道郎
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係